

別記様式第 27 (第29条関係) (令 2 内府令56・追加)

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(記載要領)

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備を行った者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。